西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
5月14日号

インドネシア：環境関連法改正:認可手続きの簡素化

執筆者：吉本　祐介、Irfansyah D.I. Nasution、Mutiara Khairunnisa

行政手続きの簡略化というインドネシア政府のコミットメントに従い、オムニバス法はインドネシアのビジネス環境を改善するための方策を整備しています。さまざまな分野で規制改革が進められており、環境関連分野もその一つとなります。環境関連分野における様々な行政手続きを合理化するため、政府は 2021 年 2 月 2 日に、環境保護・管理に関する 2021 年政令第 22 号(以下「政令 22 号」といいます。)を制定し、これまでの 2012 年政令第 27 号を廃止しました。

オムニバス法及び同法に基づき制定された政令 22 号は、許認可の手続きと要件を簡素化することによって、既存の官僚的な障害を克服しようとしています。政令 22 号は、環境許可を企業の「事業許可」(*Perizinan Berusaha*)と統合しているため、企業は、環境許可を別途取得する必要がなくなりました。さらに、特定の分野に従事する企業のための「環境管理・モニタリング誓約書」(*Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup*、以下「SPPL」といいます。)も「事業識別番号(NIB)」に統合されています。これにより、SPPL の提出が義務付けられている企業も別途 SPPL を取得する必要なく、NIB を取得した後、直ちに事業活動を開始することができるようになりました。かかる変更により、ビジネスの時間とコストが大幅に削減され、効率的になることが期待されます。

但し、環境許可が事業許可へ統合されたことから、環境許可が取り消される場合、企業は事業許可も失うことから、直ちにその活動を停止せざるを得なくなると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室
Tel: 03-6250-6201　E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

政令 22 号による改正概要は以下の通りです。

No.	事項	政令 22 号制定以前	政令 22 号制定後
1.	環境許可	(1)環境許可、及び(2)事業許可、の 2 つの独立した許可が会社の事業活動を開始するために必要でした。	環境許可が事業許可に統合されました。そのため、有効な事業許可があれば、事業活動を開始することができます。
2.	手続	環境関連書類、すなわち環境影響分析（AMDAL）又は環境管監視･管理方法（UKL-UPL）の作成 環境関連書類の承認取得 環境許可取得 事業許可取得	環境関連書類の作成 環境認定(*persetujuan lingkungan*)取得 事業許可取得
3.	管轄当局	環境管監視･管理方法（UKL-UPL）を必要とする活動については、該当する地方政府	環境管監視･管理方法（UKL-UPL）を必要とする活動についても中央政府
4.	行政処分	環境許可の停止又は剥奪は、会社の運営の継続に影響を与えるだけでした。	会社の事業認可に対して直接行政処分が課され、会社の事業活動全体の停止につながります。

上記の詳細についてご不明な場合、お気軽にお問い合わせください。

よしもと　ゆうすけ
吉本　祐介　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。

イルファンシャー　ナスティオン
Irfansyah D.I. Nasution　　Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office[*1] Walalangi & Partners
Idwinanda@wplaws.com

Mr. Irfansyah D.I. Nasution is a talented young lawyer with almost 2 years of experience. He graduated from the Faculty of Law, Parahyangan Catholic University, he actively supported the Parahyangan International Law Society (PILS).

ムティアラ　ハイルンニサ
Mutiara Khairunnisa　　Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office[*1] Walalangi & Partners
Mkhairunnisa@wplaws.com

Ms. Mutiara Khairunnisa is a bright young lawyer who obtained her law degree from University of Gadjah Mada with cum laude predicate. During her studies, she was actively involved in international moot competitions and student organizations. She also received scholarships to study in prominent law schools abroad.

[*1] Associate office

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

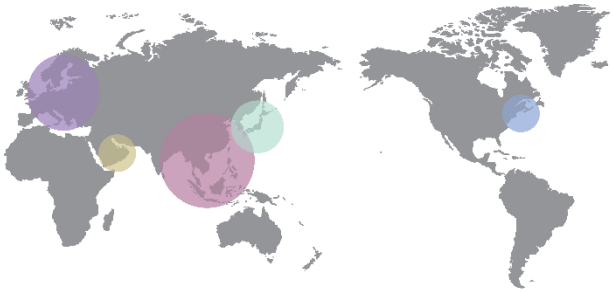

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
執行パートナー　山口勝之
副執行パートナー　清水恵
パートナー　辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
カウンセル　森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel　+66-2-126-9100
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
共同代表　Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-6171-3748
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　野村高志
代表　東城聡
木下清太

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所　*2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021